

特徴のある条例

全国の1742自治体における自治基本条例の施行状況

NPO 法人公共政策研究所

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施行自治体数	1	2	9	13	26	23	36	31	32	36	33	34	25	19
累計	1	3	12	25	51	74	110	141	173	209	242	276	301	320
比率	0.1%	0.2%	0.7%	1.4%	2.9%	4.2%	6.3%	8.1%	9.9%	11.9%	13.8%	15.8%	17.3%	18.4%

(注)市区町村数は財団法人地方自治情報センターの平成26年1月1日現在

●埼玉県戸田市「戸田市自治基本条例」 平成26年7月1日施行 まちづくりと市政

参加・参画の原則)

第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。

2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

参画するのは「まちづくりへ」なのか「市政へ」なのか、「まちづくり」と「市政」とはどのように異なるのか、また、どちらについて参画を保障すべきなのかといった意見も出されました。

これについては、一般的な定義はないものの、行政の取組として「市政」、市民・議会・行政のみんなが理想のまちを実現するための取組を「まちづくり」として捉えるという結論に至りました。したがって、理想のまちを実現するための市民各々の活動も「まちづくり」の一つであり、市民と共に進める行政の取組も「まちづくり」の中に含まれます。【逐条解説より】

●岐阜県多治見市「多治見市市政基本条例」平成19年1月1日施行 「市政」の領域

本条例では、多様な主体（自治体のみではなく、自治会、企業、任意の団体等を指します。）が行う公益的な活動全般を「まちづくり」としています。その「まちづくり」の中の一部分、即ち市民から市（=自治体）に信託された部分を「市政」と位置付け、その「市政」の担い手として「議会及び市長」を設置するとしています。

本条例では、市民の自由な活動である多様な主体による「まちづくり」全般ではなく、「まちづくり」の一部を担う、市民の信託に基づく地域政府たる「市（=自治体）」の守るべきルールを定めたものであるため、「多治見市市政基本条例」という題名にしました。【解説より】

●東京都調布市「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」

平成25年4月1日施行 シンプルな行政基本条例的な内容

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 市民、市議会及び市長の役割（第5条－第7条）

第4章 市政運営の基本原則（第8条－第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

●愛知県碧南市「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」 平成25年4月施行

協働のまちづくりに関する基本条例（議会条項なし）

●佐賀県佐賀市「佐賀市まちづくり自治基本条例」 平成26年4月1日施行

子どもへのまなざし

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健全やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例(平成19年条例第38号)に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。 【逐条解説より】

●千葉県流山市「流山市自治基本条例」 平成21年4月1日施行

(提案制度)

第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。

2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

【第1項】

市民等は自発的な意思に基づき、自分たちの問題や課題を解決したり、住みやすいまちづくりのために、自らの具体的なアイデアや意見を行政の運営に提案することができる制度について規定したものです。

【第2項】

市民等の提案が個人・地域・団体エゴではなく、一定の公共性や社会性があるか判断するため、市は公開の場で審査し、認められた提案を具体化することを規定したものです。そして、有用なものは行政の運営に取り入れ、まちづくりの実現に活用することを目指すものです。 【逐条解説より】

●新潟県十日町市「十日町市まちづくり基本条例」 平成27年4月1日施行

市の特長を取り上げ、将来にわたって共有するまちづくりの方向性を規定しています。

第8章 まちづくり

第22条 雪とともに生きるまちづくり

第23条 雪との共生

第24条 雪を生かしたまちづくり

第25条 雪国文化の継承

●名称に特徴があるもの

広島県神石高原町「人と自然が輝くまちづくり条例」 平成16年11月5日

広島県三次市「まち・ゆめ基本条例」 平成18年4月1日

東京都豊島区「自治の推進に関する基本条例」平成18年4月1日

山形県金山町「自律のまちづくり基本条例」平成18年4月1日

福岡県福津市「みんなですすめるまちづくり基本条例」平成20年12月1日

山形県庄内町「みんなが主役のまちづくり基本条例」平成24年7月1日